

④ 明治の絵図 — 地租改正の絵図と文書 —

※地租改正

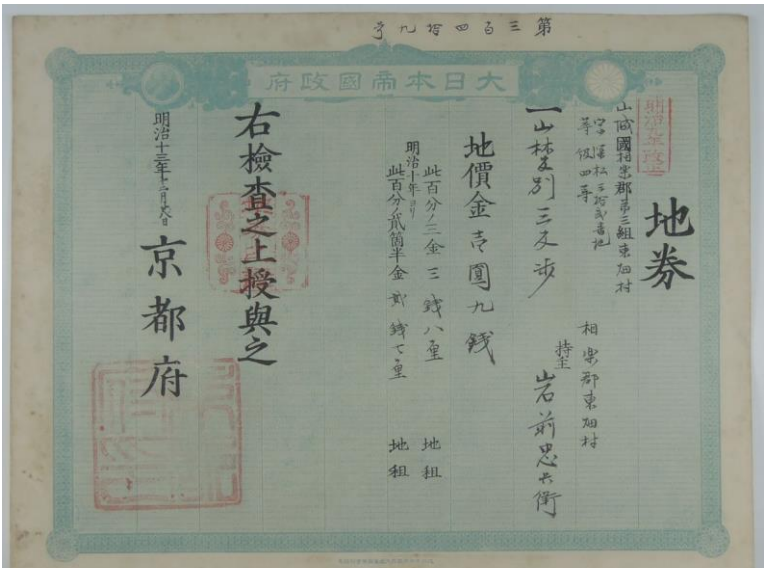
明治政府が実施した土地と租税の改革を地租改正ちそくせいせいといいますが、政府は土地一筆ごとに所有者と価格（地価）を確定し、所有者に地券ちけんを交付しました。地租改正の前段階で壬申地券じんしんちけんを交付しましたが、その後地租改正に取り掛り、土地の測量や地価の査定を行ったうえで改正地券を再交付しました。所有者は、土地の価格（地価）の3%（後に2・5%）にあたる税金（地租）を納入する義務を負いました。

これによって、領主や作柄で変動のあった米の収穫高に基づく近世の年貢から、全国一律の近代的な租税制度へと変化しました。

※京都府の地租改正

地租改正の進捗は府県によってかなり差がありました。政府は、明治五（一八七二）年二月に壬申地券発行に関する規則を、明治六（一八七三）年七月に地租改正条例を公布しましたが、京都府で壬申地券の発行が完了したのは明治八（一八七五）年三月（郡村地券は明治六（一八七三）年六月、市街地券は明治七（一八七四）年六月に概ね終了）で、地租改正条例の府内への布達は明治七（一八七四）年三月まで遅れました。

その後、京都府では、明治十（一八七七）年五月に郡村耕宅地の地租改正が終了、明治十三（一八八〇）年五月に市街地および山林原野の地租改正が終了し、府全体の地租改正事業が終了しました。



No. 11

地券ちけん
(改正地券)

明治十三（一八八〇）年
精華町教育委員会所蔵

地租改正を受けて、土地一筆ごとの地価・地租などを記載し所有者に交付された証書。

※壬申地券地引絵図

地租改正に先立ち、明治五（一八七二）年に交付が開始された地券を同年の干支「壬申」にちなんで壬申地券とよびます。

京都府は、各村に命じて土地一筆ごとの面積・石高・地価を取りまとめた帳簿と絵図を作成させ、過去の土地帳簿（検地帳など）とともに提出させました。府では提出書類を確認のうえ、壬申地券を発行しました。

この時、作成された絵図は「じんしんちけんじびきえず壬申地券地引絵図」と総称されますが、地域によって様々な名称でよばれており、乾谷村の表題は「耕地絵図面」と記されています（山田村は表題なし。当展示では仮の表題を付した）。ここでは、乾谷村（No.12）と山田村（No.13）のものを紹介します。

両村の絵図には、土地の各区画に、小字名・地番・石高・面積が記されています（乾谷は所有者も記載）。面積は黒字と赤字で併記されていますが、黒字は過去（近世）の土地帳簿に登録された面積、赤字は現在の実際の面積です（『田辺町近世近代資料集』五二三～五二四頁）。乾谷村・山田村が参照した過去の土地帳簿については不明ですが、過去の面積が年月を経て現状にそぐわない状況がうかがわれます。このため、土地一筆ごとの測量・査定が必要となり、地租改正が実施されたのです。

この絵図には、その後の地租改正の過程で整理され消滅した小字名も記されており、歴史学・地理学の研究にとり重要な絵図です。

※絵図・文書の作者

地租改正の際、各村で実際に土地の調査を行い、文書や絵図を作成したのは、村役人・長老など地元の主だった人々でした。これをもとに府の役人が点検を行いました。

これらの文書や絵図は、現在も自治会や子孫宅などで保管されている場合が少なくありません。

相楽郡第七区乾谷村耕地絵図面（No.12） 【読み下し文】

右絵図面の儀は、御一新以来国体一円御改正に付き、控絵図に御座候、これ永世村中明細相用い申すべきものなり
これとき明治六歳西五月下旬

戸長 杵浦太三郎
戸長 鳥田利兵衛
副長 杵嶋半左衛門
副長 伊藤孫七
伍人頭 杵浦太郎左衛門
同 杵浦太蔵
同 杵浦太良右衛門
同 藤原善右衛門
同 城山八右衛門
同 杵嶋太郎
同 福田喜右衛門
同 寫田吉左衛門
同 伊藤長五郎
同 杵嶋吉右衛門
同 伊藤庄次郎

相楽郡第七区山田村耕地絵図面（No.13） 【読み下し文】

相楽郡第七区山田村耕地絵図面（No.13）を描いた黒崎太郎は、幕末に山田村で寺子屋の師匠をしていた人物で（『日本教育史資料』八）、地租改正でも膨大な分量におよぶ一筆帳や字図を作成しています（No.14～18）。読み書きや算術の知識に長けていたためでしょう。

山城国相楽郡 第七区 山田村
明治六歳 戸長福井源八
癸酉三月 同 瀧本勘右工門
同 黒寄武右工門
絵図書 黒寄太郎
書之 書之



No. 12

相模野七区乾谷村耕地絵図面
さむらいくんだいななくいぬいだにむらこうちえずめん









明治六（一八七三）年五月

縦二六七・二×横三四三・〇 cm

乾谷自治会所蔵

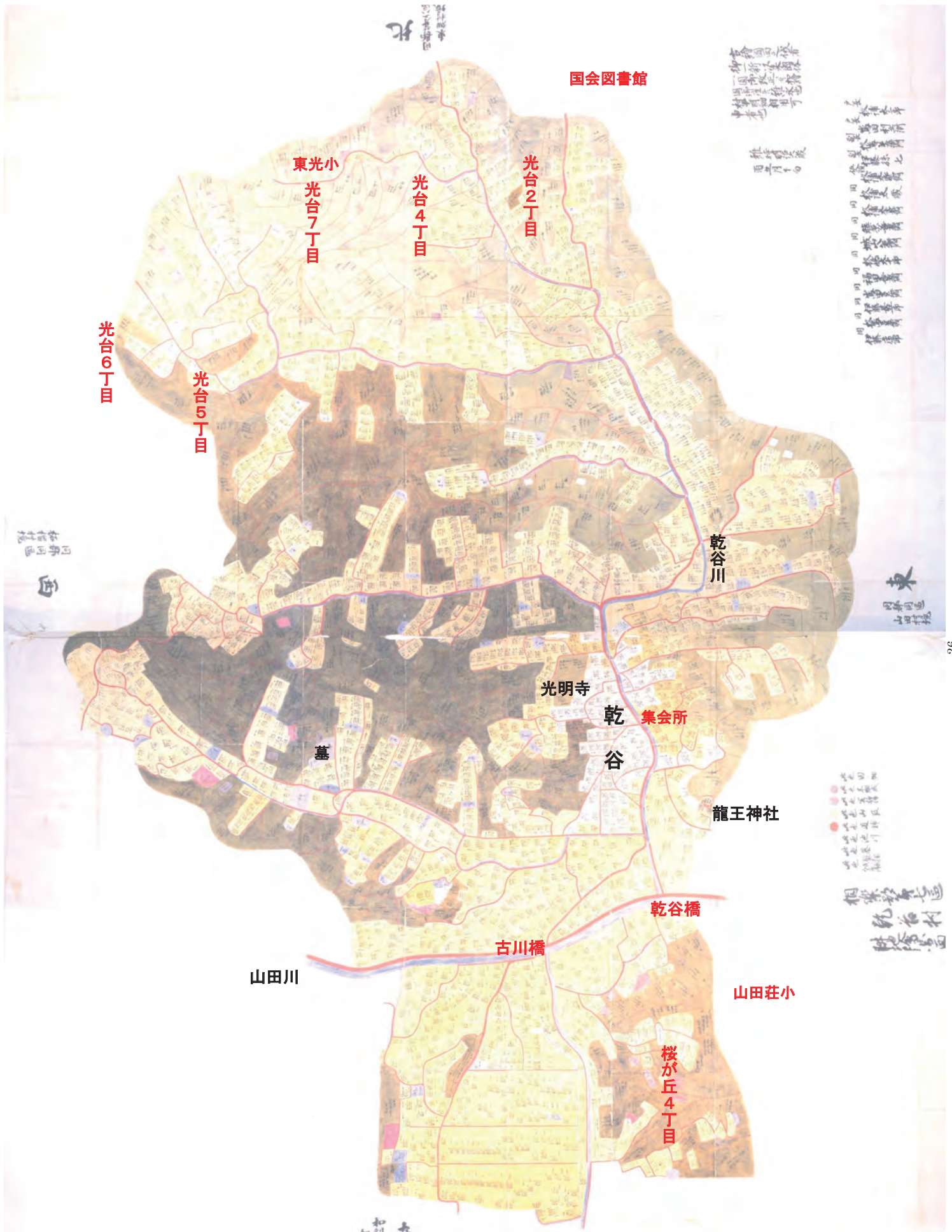
乾谷村の壬申地券地引絵図です。
じんしんちけんじびきえず

現在では公的には消滅した小字名も多く記載されています。一方、逆に山間部は小字名が今よりも少なく、「奥畑」・「西谷」の区域が広範囲に及んでいます。なお、料紙の一部に欠損があります。

	(黄) 此色、田畑
	(紫) 此色、木畑成
	(桃) 此色、開拓場
	(緑) 此色、山藪
	(朱) 此色、道鋪
	(青) 此色、池川
	(灰) 此色、墓
	(白) 此色、製(制)札場・ 民家・郷蔵鋪



明治6(1873)年 乾谷村小字図
 (耕地絵図面読み取り図)



乾谷村耕地絵図面 現在の位置関係

赤字は現在地の目安